

厚生労働大臣が定める者

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百四十八号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第二百三十七号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

厚生労働大臣が定める者

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第1の1の居宅介護サービス費(以下「居宅介護サービス費」という。)の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第一条第一号、第二号(同告示第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百十九号。第九号において「訪問介護員基準」という。))別表第四(以下「基準別表第四」という。)に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級居宅介護従業者」という。)を除く。)、第五号(基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のもので都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級相当研修課程修了者」という。)を除く。))若しくは第八号(三級相当研修課程修了者を除く。)に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項各号に定める者(以下「都道府県知事等」という。)から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。)以外の者

- 二 居宅介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

三 居宅介護サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

四 居宅介護サービス費の注5の(2)及び注6の(2)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号、第六号又は第九号に掲げる者であって、身体障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第九号若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第九号若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費(以下「重度訪問介護サービス費」という。)の注4の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号(同告示別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。)

まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

九 介護給付費等単位数表の第3の1の行動援護サービス費(以下「行動援護サービス費」という。)の注3本文の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号(三級居宅介護従業者を除く。)、第四号、第五号(三級相当研修課程修了者を除く。)、第七号、第八号(三級相当研修課程修了者を除く。)、第十号若しくは第十二号(都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの以上又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。)に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に二年以上従事した経験を有するもの

十 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第一条第四号、第七号又は第十号に掲げる者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するもの(前号に掲げる者を除く。)